

東近江市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

東近江市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年東近江市条例第236号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	30年以上	を	「	30年以上35年未満	35年以上	」に改める。
		979,000円			979,000円	1,079,000円	
		909,000円			909,000円	1,009,000円	
		849,000円			849,000円	949,000円	
		809,000円			809,000円	909,000円	
		734,000円			734,000円	834,000円	
		689,000円	」		689,000円	789,000円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の東近江市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。